

(第11表)

許可 権者	鳥獣の種類	許可基準			備考
		1件当たりの許可期間 の上限	1件当たりの捕獲羽 (頭)数の上限	捕獲の方法	
市	スズメ類	29日	300羽	銃器	許可日数は週単位の許可の考えに基づいており、許可した曜日が許可最終日の曜日となります。
		22日	1,000羽	網	
カラス類	64日	200羽	銃器		
	64日	300羽	捕獲檻		
町	カルガモ	29日	50羽	銃器・網	
	キジバト	29日	20羽	銃器・網	
	ムクドリ ヒヨドリ	29日	100羽	銃器・網	
村	ノウサギ	43日	20羽	銃器	
		64日	50羽	わな・網	
長	イノシシ	64日	必要数	銃器・わな	
	ハクビシン	43日	15頭	銃器	
		64日	30頭	わな	
	ツキノワグマ (※1)	43日	1頭(※2)	銃器	
		10日	1頭(※2)	はこわな	
その他の狩猟 鳥獣(カウウ及 びニホンジカ を除く)	許可権者がその都 度定める。	左記に同じ	左記に同じ		

(※1) 人身に対する危害が発生した場合、又は危害が発生するおそれがあり、かつ緊急を要すると認められる場合において、別に定めるところによる許可権限の移譲希望市町村長に適用します。

(※2) 親子グマについては、1件で取扱うこととします。

(第12表)

許可 権者	鳥獣の種類	許可基準			備考
		1件当たりの許可期間 の上限	1件当たりの捕獲羽 (頭)数の上限	捕獲の方法	
県 知 事	カワラバト (ドバト)	29日	50羽	銃器・網	
	ツキノワグマ (※1)	43日	1頭(※2)	銃器	
		64日	1頭(※2)	はこわな	
	ニホンザル	43日	10頭	銃器	
		64日	20頭	はこわな	
	ニホンジカ カワウ アオサギ ダイサギ トビ ウソ オナガ	許可権者がその都 度定める	左記に同じ	左記に同じ	
その他の鳥獣	許可権者がその都 度定める	左記に同じ	左記に同じ	原則として許可しな いものとするが、やむ を得ず捕獲する場合 は、できる限り少数と すること。	

(※1) 別に定めるところによる許可権限移譲希望市町村長以外の市町村において適用します。

(※2) 親子グマについては、1件で取扱うこととします。